

## 基本方針 3

# 環境にやさしく住みやすいまちづくり

—自然環境・都市基盤・定住促進—

# 1 環境共生型社会の構築

## 現況と課題

今日では、地球温暖化問題をはじめ、水資源・天然資源の枯渇や生物多様性<sup>※1</sup>の喪失等、さまざまな地球環境問題が深刻化しています。また、東日本大震災とこれに伴う福島第一原子力発電所の事故を契機として、資源を含めたエネルギー政策の見直しや電力不足に備える電力需給対策が課題となっています。

地球規模の環境問題は、国際社会全体が協力して取り組むべき重要な課題ですが、その原因や解決策は一人ひとりの日常生活に直結しているものも多く、地域に根ざした取り組みを進める必要があります。

そのためには、一人ひとりが地球環境問題を正しく理解して、これまでの市民生活や企業活動を見直し、自覚と意欲を持って環境に優しい消費行動や自動車利用などに取り組んだり、ごみの減量やリサイクルに努めるなど、市民が積極的・自発的に地球温暖化の防止や省資源、省エネルギーのための環境行動を創造・実践する生活を定着させていく必要があります。

本市におけるごみの排出量については、脊振共同塵芥処理組合構成市町でごみ処理手数料の有料化を実施していることや、事業系ごみが少ないことなどから、1人1日あたりのごみ排出量は657gで、全国平均値の約7割程度と少ないものの、自家焼却の自粛等の影響もあり増加傾向にあります。

安全かつ安定的なごみ処理を確保するために、排出者責任による分別の徹底を図るとともに、より一層の減量・リサイクルの取り組みを進めていく必要があります。

再生利用量については年々増加傾向にあります。さらに、資源化可能な品目については資源化する指導を行い、容器包装の分別収集品目を拡大し、環境共生型社会にふさわしい廃棄物処理システムの確立をめざすことが重要です。

また、本市では、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」の趣旨に基づき地区住民を対象とした勉強会や、学校における環境学習・環境教育の開催など啓発活動を実施してきましたが、今後も引き続き、家庭、地域、学校などにおける啓発や教育を継続することが重要です。

環境問題は複雑・多様化し、その解決に向けた施策も広範多岐にわたっています。将来の世代に良好な環境を引き継ぎながら、都市を持続的に発展させていくためにも、将来を見通した長期的視点を持ち、施策を相互に連携させながら、市民、事業者、行政の協働の下で、地球温暖化など地球規模で広がる環境問題に取り組むとともに、環境への負荷の少ない環境共生型社会や二酸化炭素の排出が少ない低炭素型社会を構築していく必要があります。

## 施策展開の方向

- 市民の誰もが環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解するために、学校、地域、家庭、職場、野外活動など多様な場において環境学習・環境教育の機会の充実を図ります。
- 廃棄物の減量・リサイクルの徹底が図られるよう啓発や指導に努めます。
- 脊振共同塵芥処理組合との連携により、新たな資源化方策等について研究します。
- 廃棄物の減量・リサイクルに関する市民、事業者の自主的な取り組みに対する支援を行います。
- 家庭における生ごみの堆肥化や古紙回収を推進するとともに、この取り組みを通じたごみの減量化やリサイクル等に関する市民意識の啓発を図ります。
- 事業所等における環境配慮活動を推奨します。
- 省エネルギー化に関する情報提供や啓発とともに、太陽光発電や太陽熱利用設備の導入を促進します。
- 公共施設や公用車など、行政活動における省エネルギーへの取り組みを推進します。
- 廃棄物の不法投棄を防止するため、指導やパトロールを強化します。

## 主な取組・事業等

- 環境教育・啓発の推進
- 環境基本計画の推進
- ごみの減量化・再資源化の推進
- 市民や事業所の環境配慮活動への支援
- 一般廃棄物基本計画の策定及び推進
- 新エネルギー導入促進事業（太陽光発電、風力発電、クリーンエネルギー自動車）
- バイオマス事業の推進
- グリーン購入<sup>※2</sup>の促進
- 地球温暖化対策実行計画の策定及び推進
- 公共施設における使用エネルギーの抑制



## 関連個別計画

◆ 一般廃棄物実施計画

◆ 地球温暖化対策実行計画

※1〔生物多様性〕：遺伝子、種、生態系といった異なるレベルの多様性を意味する包括的な概念のこと。

※2〔グリーン購入〕：製品やサービスを購入する際に、環境の考慮の上、リサイクルが容易なものや、省エネ資源に繋がるものなど、環境の負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

## 2 豊かな自然環境の保全と活用

### 現況と課題

水や緑に代表される自然環境は、市民の生活に潤いと安らぎをもたらす重要な都市機能の一つです。

本市においては、総面積のうち山林が約 47%、また、田畑が約 26%を占めています。脊振山を源流とする城原川や田手川はさまざまな形のクリークが点在する平野部・田園地帯を経て、筑後川に注いでいます。脊振山系から筑後川まで、本市の有する自然の輝きと豊かさは市民の暮らしを育むとともに、市の魅力を高める貴重な資源といえます。

こうした自然環境を本市の貴重な資源として再認識し、次世代に継承できるよう保全と多面的な利活用を一層推進していくことが求められています。

脊振山に代表される森林については、森林整備計画に基づく保全と整備・管理を進めていますが、今後は市民のレクリエーションの場としての活用など、多面的な活用に取り組んでいくことが重要です。

クリーク等に彩られた独特の景観を有する田園等の農地については、農業振興地域整備計画に基づく計画的な整備を進めていますが、今後は農業振興という面からだけでなく、本市の貴重な自然環境という視点からもその保全と活用を図ることが重要です。

本市を貫く城原川や田手川、並びに田園地帯に点在する大小さまざまなクリークなどは、市民の身近な水辺として親しまれており、今後も景観や環境に配慮した整備・活用を進めていくことが大切です。

こうした自然環境の保全と活用を進めることと併せて、都市における緑の大切さや機能について市民への啓発を進め、都市緑化に向けた市民の身近な取り組みを促進・支援していくことが求められています。



## 施策展開の方向

- 市民の「憩いの場づくり」として日の隈公園や仁比山公園、直鳥クリーク公園や横武クリーク公園を中心に計画的に整備を進め、本市の憩いの拠点を拡張していきます。
- 森林については、環境の保全に取り組みつつ、市民のレクリエーションや教育の場としての多面的な活用を図るとともに、市民やCSO（市民社会組織）、企業等の活動を支援していきます。
- 豊かな自然を将来にわたって引き継いでいけるよう、啓発活動を行い、環境美化活動やクリーン作戦を推進していきます。
- クリークのある豊かな田園景観や環境に配慮した保全整備・活用を図り、地域における活動の支援を進めていきます。

## 主な取組・事業等

- 国土利用計画の推進
- 森林環境整備事業（再掲）
- クリーン作戦など環境美化活動の推進
- 田園景観の保全
- 河川整備事業
- クリーク防災機能保全対策事業
- 筑後川水系河川整備計画に伴う事業の推進(国事業)
- 集落内水路の保全事業
- クリークの水路機能保全事業



## 関連個別計画

- ◆ 森林整備計画（再掲）
- ◆ 環境保全型農業推進方針（再掲）
- ◆ 国土利用計画



### 3 まちなみと住環境の整備

#### 現況と課題

本市には日本に数少ない環濠集落景観が残っており、昔ながらの田園空間を形成しています。また、旧長崎街道宿場町等の歴史的なまちなみも残っており、緑の空間の確保や景観への配慮など環境と調和した計画的なまちづくりや、誰もが安心して生活できる住宅・住環境づくりを進めることが必要です。

また、まちづくりの観点から、都市計画マスタープランに基づき、本市の特色・個性を生かした計画的な土地利用、道路・公園等の都市施設を整備する必要があります。

さらに、ユニバーサルデザインの視点を持って、新たな市民ニーズへの対応や防災機能の充実、環境にも配慮した取り組みなどを進め、暮らしに安心と快適性をもたらすとともに、市街地の活性化を図り、個性を生かしたまちづくりを進めることが重要です。

住宅・住環境については、少子・高齢化の進行、家族構成の変化、生活様式の多様化などに伴い、市民のニーズは、単に住戸規模の拡大に止まらず、住宅のバリアフリー化や新しい住宅設備、環境共生への対応など、住宅の質の向上へと変化しています。このような新たなニーズに対応した公営住宅の供給や、多世代共生型の住宅など、多様化した住み方に合った住宅の供給が求められています。また、公営住宅については、老朽化が見られるものもあり、適切な更新や長寿命化が必要です。

住環境の保全と向上を図るためには、開発事業が周辺環境と調和したものとなるよう誘導するとともに、「住生活基本計画」の策定や各種制度の活用により、市民の自主的なまちづくりを支援し優良な宅地や住宅の整備を進める仕組みづくりが重要です。

また、市内には火葬場がないため、近隣の施設を利用している状況であり、今後の整備が課題となっています。



## 施策展開の方向

- 都市計画を推進する上での指針となる都市計画マスタープランにより、市民、事業者や専門家などに、都市計画における将来の都市像を示し、都市計画への理解と参加を促します。
- まちに対する誇りや愛着を高め、良好な都市景観の形成を推進するため、市民、事業者、行政の協働の下、地域の歴史や文化、景観に関する情報の提供や啓発に努め、景観資源の保全・活用を行い、次世代に継承できる美しいまちなみづくりを推進します。
- 老朽化した公営住宅の建替えや長寿命化対策など必要に応じた公営住宅の整備を推進します。
- 子育て世代をはじめ、高齢者や障がい者が住みなれた地域で、健康で安心して住み続けられるよう、住環境の整備に努めます。
- 火葬場については、近隣自治体との連携により、整備を推進していきます。

## 主な取組・事業等

- 都市計画マスタープランの推進
- まちなみ整備事業（再掲）
- 住生活基本計画の策定及び推進
- 公営住宅等長寿命化計画の策定とこれに基づく公営住宅建設整備事業
- ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（再掲）
- 国土利用計画の推進（再掲）
- 葬祭公園整備事業
- 公営住宅のバリアフリー化の推進



## 関連個別計画

◆ 都市計画マスタープラン

◆ 国土利用計画（再掲）



## 4 道路・交通網の整備・充実

### 現況と課題

道路は、交通施設としての機能だけでなく、防災空間や情報通信・ライフラインの収容空間、地域住民のコミュニケーションの場など多くの機能を持っており、市民生活の基本的かつ重要な公共施設の一つです。

また、本市の主要道路網の整備は、本市の市街地形成や交流活性化の観点において重要な事業であるとともに行政のさまざまな分野を豊かにするものであり、市民サービスの原点に近いものといえます。

広域的な交通網の整備により、本市は佐賀市や鳥栖市などの商業圏や佐賀空港まで 20Km 圏内、福岡都市圏や福岡空港へも 1 時間以内でアクセスでき、都市圏の機能分担も可能な位置関係にあるといえます。

本市の道路交通体系は、縦断軸としては福岡市中心部とを結ぶ国道 385 号、福岡市西部とを結ぶ県道三瀬神埼線、また、横断軸としては長崎自動車道、国道 34 号などにより構成されています。しかし、南北に長い本市の地域状況においては、市民交流の基本となる縦の幹線道路が少なく、国・県道の未整備区間も多い状況です。また、国道 34 号の交通量は、1 日 25,000 台を越え、慢性的な交通渋滞が随所に見られ、交通事故も多発しているなど、市民の日常生活に大きな影響を与えています。

市内には民間の公共交通機関として、鉄道、路線バスなどが運行されているほか、高齢者など交通弱者の移動手段の確保や地域公共交通の利便性の向上を図るため、市において巡回バスやスクールバスの運行を行っています。

今後も、安全で円滑な交通を確保するため、道路網の整備を推進するとともに、生活交通ネットワーク計画に基づく公共交通の連携など、すべての人が安全で快適に移動できる環境づくりに向けて、地域の特性に応じた交通基盤の整備を計画的に進める必要があります。



## 施策展開の方向

- 主要幹線道路整備を促進し、道路網の強化による交通ネットワークの構築を目指します。
- 生活道路においては、交通安全対策の充実と、ユニバーサルデザインの考え方を取入れた人にやさしい道づくりと市民の協力による美化活動を推進します。
- 広域的な公共交通の環境整備のため、引き続き JR 神埼駅への特急快速電車の停車を要望し、福岡都市圏内への通学・通勤等の利便性の向上、観光客の誘致と都市機能の分担による本市の活性化を図ります。
- 巡回バス等の運行により市内の公共交通の利便性を確保するとともに、既存の公共交通機関との連携により、地域公共交通の確保に努めます。

## 主な取組・事業等

- 市道整備事業
- 縦横断幹線道路の整備事業
- 県道三瀬神埼線の平ヶ里踏切周辺区間の高架化の推進
- 交通安全対策の充実
- 神埼駅への特急・快速電車の停車
- 国道 34 号道路整備事業（国事業）
- 国道 264 号、385 号道路整備事業（県事業）
- 一般県道、主要地方道路整備（改築）事業（県事業）
- 地域公共交通確保維持改善事業



## 関連個別計画

◆ 生活交通ネットワーク計画

◆ 都市計画マスタープラン（再掲）



## 5 上・下水道の整備

### 現況と課題

上下水道の整備は、市民の日常生活を快適で安全性や利便性に富んだものとし、健康で文化的な生活を営むうえで極めて重要です。

本市の水道施設は、平地部では佐賀東部水道企業団による給水が行われており、平成 23 年度の上水道普及率は 95.0%ですが、山間部については地下水及び自然水等の水源を利用しています。

また、生活水準の向上やライフスタイルの変化によって、生活用水の需要はますます増加する傾向にあることから、水質管理の強化を図りながら安全で良質な水を安定して供給する必要があります。

下水道は、都市活動によって生じる汚水を処理し、公共水域の水質を保全するなど、根幹的な都市施設の一つとして不可欠であるため、地域固有の状況に応じた整備計画により下水道事業を推進していく必要があります。

本市の下水道の整備状況（平成 24 年 3 月末現在）は、公共下水道率が 28.1%で平成 19 年度と比較して 12.9 ポイント、農業集落排水率が 1.9%で 0.1 ポイント、浄化槽率は 34.7%で 6.1 ポイントと、それぞれ増加しており、また、汚水処理人口普及率は 64.6%と、平成 19 年度の 45.6%から着実に増加してきています。

今後は、生活排水処理整備構想に基づき汚水処理施設の整備促進を経済的かつ効率的に進めていく必要があります。

また、公共下水道、農業集落排水施設の整備が完了した地域においては、未接続世帯への接続推進や、集合処理区域以外における単独処理浄化槽設置世帯の合併処理浄化槽への切替えが課題となっています。



## 施策展開の方向

- 安全な水道水を市内全域に安定的に供給するため、未給水地区の解消を図り、市と佐賀東部水道企業が連携して水資源の確保と渇水対策に努めるとともに水道施設の適切な維持管理を行っていきます。
- 限られた水資源を有効に利活用するために「水の大切さ」を市民に啓発するとともに、節水意識の普及、高揚を図ります。
- 汚水処理については、生活排水処理整備構想に基づき、地域特性に応じた処理方式により計画的な整備を行います。
- 公共下水道等、集合処理方式による整備が困難な地域においては、浄化槽市町村整備推進事業等の導入を図り浄化槽の設置を促進します。
- 集合処理区域以外における単独処理浄化槽世帯の合併処理浄化槽への切替えを促進します。

## 主な取組・事業等

- 上水道施設、簡易水道・小規模水道等整備事業
- 水資源の有効活用及び節水意識の啓発
- 公共下水道事業
- 浄化槽市町村整備推進事業
- 農業集落排水事業
- 浄化槽設置整備事業



## 関連個別計画

- ◆ 生活排水処理整備構想

## 6 消防・防災・交通安全体制等の充実

### 現況と課題

市民のニーズの高い「安全・安心」への備えは、まちづくりの基本であり、市民のかけがえのない、生命・身体・財産に関わる重要な課題であり、近年では、集中豪雨や土砂災害、地震、台風、高潮など、多様な災害を想定した対策が求められています。

本市の消防・救急業務体制においては、建物高層化や災害弱者対策など質量ともに変化してきています。このため、これらの業務への確に対応し得る体制の整備強化が必要であり、初期消火や災害出動など地域における防災活動を担う消防団の役割は、依然として重要な位置を占めています。

防災体制については、「地域防災計画」「水防計画」を基本に体制整備を行い、関係機関との連絡を密に、的確な情報把握等を行っています。

市民への防災情報の伝達については、防災行政無線やケーブルテレビの整備により情報伝達手段の環境が向上し、これらを活用した正確で迅速な情報提供を行っています。今後は、避難訓練の実施による防災意識の啓発に努めるとともに、防災情報伝達手段や災害時等の行動などについて、さらに周知を図っていく必要があります。

治山・治水対策面では、林地荒廃とともに保水機能の低下などが懸念され、また、城原川をはじめとして治水対策はまだ十分とは言えず、景観や環境保全の面からも整備が望まれています。

一方、「自分のまちは、自分たちで守る」という視点に立って、行政と地域が連携し、自主防災・防犯の意識を持つことが重要であり、地域コミュニティの醸成による防災対応力の強化が求められています。

交通事故発生件数は横ばいですが、高齢者の交通事故は増加しており、特に高齢者を対象とした対策が必要です。交通事故のない安全なまちづくりはみんなの願いであり、交通モラルや安全意識を高めていくことと併せて、交通安全施設の整備促進などの対策を講じていく必要があります。

本市の「国民保護計画」については、平成 19 年 3 月に策定しており、今後も適切な運用を行っていく必要があります。

### 施策展開の方向

- 地域消防の担い手である消防団の活性化と常備消防との連携、また、消防・救急業務の多様化に対処した設備の更新や施設整備など、消防・救急体制の充実とともに、広域化による常備消防の強化を図ります。
- 震災や集中豪雨など、複雑多様化している各種災害に対処するため、「地域防災計画」「水防計画」に基づき、災害発生時の応急対応が可能となる拠点整備及び避難所の確保などを進めるとともに、防災体制の確立と市民の防災意識の啓発や自主防災組織の強化・育成を図り、地域と一体となった災害に強い安全なまちづくりを推進します。
- 防災行政無線やケーブルテレビ等を活用した情報提供により、防災対策業務の強化・円滑化に努め、安心・安全なまちづくりを進めます。

- 治山対策としては、土砂崩れや崖崩れ等の災害防止に努め、水源涵養に重要な役割を果たす森林の適正な管理を推進します。
- 治水対策としては、国・県・市が一体となって河川整備を進め、水源地域の保全と河川等水辺環境の整備を進めます。
- 市民一体となった防犯活動や広報活動とともに、事故や犯罪の少ない安全なまちづくりを進めるため、防犯灯の整備推進並びに警察・市・地域の連携強化を図ります。
- 地域の交通安全と交通事故防止のため、交通指導体制の充実を図るとともに、広報啓発活動を推進し、交通ルールの遵守、交通安全意識の高揚、交通安全施設の整備を図ります。
- 市民の安全を確保するため「国民保護計画」に基づき、関係機関と連携による、適切な運用を行います。

## 主な取組・事業等

- 消防・防災施設等基盤整備事業
- 消防・防災体制の整備・充実
- 急傾斜地崩壊防止対策事業
- 森林の適正管理と保安林整備
- 防犯活動の推進と防犯施設整備
- 交通安全施設促進と広報啓発活動の強化
- 国民保護計画の総合的な推進
- 筑後川水系河川整備計画に伴う事業の推進（国事業）  
（再掲）
- 通常砂防事業（白木川、広滝西川等県事業）
- 河川整備事業（再掲）



## 関連個別計画

◆ 地域防災計画

◆ 水防計画

◆ 交通安全計画

◆ 国民保護計画



## 7 高度情報通信基盤の整備

### 現況と課題

情報通信技術の発達と情報化社会の進展は、国民生活のさまざまな分野において、大きな変化と多様化をもたらしています。

特に、インターネットや携帯電話の普及は、情報の収集・発信やコミュニケーションにおける利便性の向上に大きく寄与しており、今後は（いつでも、どこでも、何でも、誰でも、）ネットワークに繋がり、情報の自在なやり取りを行うことができるユビキタスネット社会<sup>※1</sup>の構築が求められています。

本市においては、携帯電話不感地域の基盤整備や市内全域におけるケーブルテレビの整備を行いました。

ケーブルテレビについては、テレビ地上波のデジタル化対策やブロードバンド<sup>※2</sup>環境の地域格差是正、合併後の市政情報提供の新たな展開を目的として整備しており、今後は、利用者の普及促進に努めることが課題となっています。

国では、住民基本台帳ネットワーク導入を始めとした電子政府を推し進めており、地方自治体に対してもその先導的立場から行政専務のあらゆる分野において、とりわけインターネット技術を積極的に取り入れ行政サービスの向上を目指し、地域情報化の推進を図るよう求めています。

今後は、高度化・多様化している市民ニーズに対応して、市民がいつでも、どこでも、誰でも、行政情報の提供が受けられるようにするためインターネットを利用した各種手続き等、市民の利便性の向上を図っていく必要があります。



## 施策展開の方向

- 整備した情報通信技術を積極的かつ効率的に活用し、市民生活の向上と行政運営の改善を推進します。
- 地域情報化の効果をすべての市民が享受できるような環境づくりを目指します。
- 地上デジタル放送を活用し、自治体情報やイベント情報を提供します。

## 主な取組・事業等

- 地域情報化推進事業
- 電子自治体の推進事業
- ケーブルテレビの加入促進
- eLTAX(エルタックス)<sup>※3</sup>を活用した正確で効率的な納税管理
- 高速無線LAN環境整備



## 関連個別計画

### ◆ 地域情報化計画

### ◆ 過疎地域自立促進計画（再掲）

- ※1 [ユビキタスネット社会]: 「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることにより、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会のこと。
- ※2 [ブロードバンド]: 電波や電気信号、光信号などの周波数の帯域幅が広いこと。また、それを利用した高速・大容量な通信回線や通信環境のこと。
- ※3 [eLTAX(エルタックス)]: 自宅や会社からインターネット経由などで電子的に地方税の納付手続きを行う一連のオンラインシステムのこと。



## 8 定住を促進する環境の整備

### 現況と課題

定住を促進するためには、多様化するニーズに対応できる居住環境整備及び日常生活環境の利便性の向上が重要であると考えられます。

インフラ整備については、道路網の整備、上下水道の整備などを進め、また、ソフト面については、交通手段の確保維持や、子ども医療費助成、子育て支援などにより、全ての世代が住みやすいまちづくりに努めています。

今後も、すべての人が、安全で安心して暮らせるように、関連部門、関連機関・団体が一体となった多面的な施策を推進し、定住を促進することが重要です。

また、若者の市外への流出などによる人口の減少を防ぎ、定住の促進を図るためには、市内での就業の場の確保が重要な課題といえます。魅力ある産業・職場を創出し、多くの人の職を創り、地域経済の活力を高めることが、地域づくりの土台となります。

本市では、市内外の若者定住の推進のため、公営住宅の建設のほか、ふるさと定住宅地造成事業などに取り組んできました。今後は、子育て支援や学校教育、医療体制の充実など子育て世代が、住みやすい・住み続けたいと思える生活環境の利便性の向上を図り、併せて雇用の場の受け皿となる企業誘致の推進、就業情報提供の充実などが求められています。



## 施策展開の方向

- 若者が安心して子育てができる環境づくり、高齢期を迎えても安心して暮らせる医療と福祉が充実した、住みたい、住み続けたいまちづくりを推進します。
- 市民の移動手段を確保するため、公共交通の充実に努めます。
- 若者の定住やU・J・Iターン者のための定住を促進するため、住宅環境の整備や情報の提供を行います。
- 神埼駅周辺を含む市街地形成ゾーンへの住宅地開発を推進します。
- 市外からの転入を促すため、新たな奨励制度について検討します。
- ハローワークと連携するなど、きめ細かな雇用情報の提供を行うとともに、若年者、女性、高齢者、障がい者の就業を支援し、誰もが生涯を通して働ける環境づくりを進めます。
- 若者の定住を促進するために、企業誘致を促進し、雇用の場の創出に取り組みます。

## 主な取組・事業等

- 雇用情報の提供及び就労支援
- 定住促進事業
- 公共上下水道の整備
- 公営住宅の整備
- 住生活基本計画の策定及び推進（再掲）
- 企業誘致の促進
- 子育て支援事業（再掲）
- 学力向上対策事業
- 母子保健、高齢者医療の充実（再掲）
- 各種健診、各種検診、予防接種事業（再掲）
- 保健医療体制の充実（再掲）
- 転入促進のための奨励制度の創設
- 地域公共交通確保維持改善事業（再掲）



## 関連個別計画

- |                    |                   |
|--------------------|-------------------|
| ◆ 次世代育成支援行動計画（再掲）  | ◆ 過疎地域自立促進計画（再掲）  |
| ◆ 生活交通ネットワーク計画（再掲） | ◆ 都市計画マスタープラン（再掲） |

## 9 消費生活環境の充実

### 現況と課題

経済社会の高度情報化、グローバル化、規制緩和等により、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。これらの変化は、消費者にとって、商品・サービスの選択肢が格段に広がるなどの利便性を高めていますが、その反面、これらを利用した悪質事業者の参入、商品・サービスの複雑化等により、トラブルが増大する危険性も高めています。

また、環境問題の深刻化に伴って、これまでの大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、省資源・リサイクルなど、地球環境に配慮した消費生活への消費者自身の自覚と社会的責任が求められています。

さらに、生産物や食品の安全性等に対する関心の高まりなど、安全で豊かな食生活へのニーズが増大しています。

豊かな消費生活を実現していくためには、消費者一人ひとりが自らの生活や社会の動向を見つめ、適切な商品やサービスを主体的に判断し、選択できる、自立的な消費者となっていくことが必要です。

このような状況に対応するため、本市では、消費相談の多い事案については、広報等による迅速な情報提供を、また、消費者グループによる消費者セミナーを通して生活に身近な法律の内容など情報提供を行い、消費者意識の啓発や普及に努めています。

しかし、消費者相談の内容やトラブル原因が複雑・多様化していることから、今後も消費者への啓発と相談窓口体制の充実を図っていく必要があります。

## 施策展開の方向

- 安全で安心できる消費生活を実現するため、消費生活に関する情報の提供、消費者意識の啓発や普及に努めます。
- 消費生活相談窓口を充実するとともに、県の消費者生活センター、庁内の関係部局、地域との連携を強化し、消費者利益の保護・増進を図ります。
- 高齢者に限らず幅広い年齢層が被害に遭われる例が増えていることから、生涯学習、学校教育などとの連携を図り、消費者教育など取り組みを推進します。

## 主な取組・事業等

- 消費者意識の啓発
- 消費者保護の推進
- 消費者組織への支援
- 消費者相談員を活用した消費者トラブルの救済

